

# ローカルベンチマークと企業支援 〜金融機関と企業の対話〜

## ① ローカルベンチマーク活用のポイント

経済産業省 経済産業政策局 産業資金課

横川 翔哉



### 一 ローカルベンチ マークの概要

#### 1 はじめに

ローカルベンチマークとは、地域企業の付加価値向上のために作成された、企業の「健康診断」のためのツールであり、金融機関においては、事業性評価の入口としての活用が期待されている。本稿では、ローカルベンチマークの概要に加え、支援機関・金融機関内での利用状況や、活用のメリットについて整理する。

#### 検討の経緯

- ・2015年6月…「日本再興戦略改訂2015」にてローカルベンチマークの策定が盛り込まれる
- ・2016年4月…ローカルベンチマーク公表
- ・2021年5月…ローカルベンチマーク・ガイドブック公表

#### 2 全体感

まず、ローカルベンチマークの概要を説明する。ローカルベンチマークは2段階の取組みとなっており、第1段階として地

#### 3 財務分析シート

ローカルベンチマーク・シートは「財務分析シート（1枚）」

域経済分析システム（RESAS）を用いて地域経済の分析を行う。第2段階として、企業との対話を通じたローカルベンチマーク・シートの作成により「企業経営の見える化」を行い、

企業の「稼ぐ力」の源泉がどこにあるのか把握する。金融機関においては、一連の取組みを通じて企業の事業性を「理解」し、その後の事業性評価・融資につなげていくことが期待されている。

と「非財務分析シート（2枚）」から構成されている。

財務分析シートでは、企業の簡単な財務データを入力することで、以下の6つの財務指標の分析を簡便に行うことができると「非財務分析シート（2枚）」から構成されている。

財務分析シートでは、企業の簡単な財務データを入力することで、以下の6つの財務指標の分析を簡便に行うことができると「非財務分析シート（2枚）」から構成されている。

同規模・同業種の企業と比較した自社のポジションや、直近3期決算の推移について、この6つの財務指標を用いてリーダーチャートにて視覚的に把握することができる（図表1）。

金融機関では独自の企業評価ツールを用いて、前記財務指標よりも広範な財務分析を行っていると思われるが、ローカルベンチマークのポイントは、企業

## ローカルベンチマークと企業支援 金融機関と企業の対話

### ② ローカルベンチマークを活用した企業支援の勧め

追手門学院大学 経営学部学部長・教授

水野浩児



#### 一 金融機関が注力している「事業性評価に基づく融資」

#### 1 これから必要な事業性評価スキルの発揮とローカルベンチマーク

いよいよゼロゼロ融資の返済が本格スタートするものの、業況は回復しないままの企業が数多くある。コロナ禍の影響が長期化していることに加え、資源高や円安問題なども重なり、企業にとって環境は悪化するばかりだ。

このような苦境において、地域金融機関には単に融資をして

見守るだけではなく、今こそ、経営改善支援や金融支援を伴う事業再生支援に注力すべき局面であるということは、現場を知る金融機関担当者であれば言わずともわかっていることだろう。

しかしながら、「やるべきこと」を理解しているものの「やり方」に頭を抱える担当者は少なくない。重要なのは、本業支援を「すること」ではない。経営改善に「つながる取組み」になることだ。改善に「つながる取組み」になるためのプロセスとして、「企業をよく知ること」こそが、これから最も注力しなければならぬことである。では、どのようにして企業を「知

る」とよいのか。それには経営者との「対話」が鍵をにぎる。

対話の重要性は2014年の「金融モニタリング基本方針」からも垣間見ることができ、この方針では、地域密着型金融を体現すべく、地域金融機関には地域経済活性化を主導する役割が求められた。その具体的な手法の一つとして、「事業性評価」に基づく融資が推進された。事業性評価を行うには、取引先企業の成長可能性・持続可能性を見定める必要があり、取引先企業の経営陣との議論を深めることが推奨された(注1)。

また、2016年4月には経済産業省がローカルベンチマーク(以下、「ロカベン」という)を公表した。ロカベンには金融機関と取引先企業の間で目線をあわせ、共通認識を容易にする機能があり、それこそ「事業性評価」を行うにあたって非常に親和性の高いツールであった。近年では、事業性評価においてローカルベンチマーク・シートを作成する金融機関も増えてきており、ロカベンを活用して互いを知ろうとする動きが確実に浸透しつつある。

本稿では、地域金融機関が「やるべきこと」そのものではなく、「やるべきこと」をやるためのプロセス(やり方)に着目し、その中でもロカベンを取り上げ、ロカベンの魅力や活用方法について論じることとする。

# 中小企業の事業承継・事業引継ぎを巡る

## 新たな2つのガイドライン(下)

### 中小PMIガイドラインの策定

明治大学 商学部 教授 山本 昌弘  
 中小企業庁 「事業承継ガイドライン改訂検討会」 座長

中小企業庁は、2022年3月17日に「事業承継ガイドライン(第3版)」とともに、事業承継に関連する一連の情報をウェブサイトで公表した(注)。具体的には、「事業承継に関する主な支援策(一覧)」「中小PMIガイドライン」中小M&Aを成功に導くために」「中小PMIガイドライン」中小M&Aを成功に導くために(概要版)」「中小M&Aによって引き続きいだ事業の継続・成長に向けた支援メニュー(略称:中小PMI支援メニュー)」「中小企業の事業承継・引継ぎ支援に向けた中小企業庁と一般社団法人中小企業診断協会の連携について」である。

これらの情報は、2021年4月に公表された5ヶ年計画で

ある中小M&A推進計画に沿って公表されたものである。そのうち「事業承継に関する主な支援策(一覧)」は、事業承継ガイドラインとセットで公表されている。

なおPMI(Post-Merger Integration) 関連の情報も、中小PMIガイドラインとセットで公表されている。中小企業庁は、M&Aに対し「引継ぎ」、売手・買手を「譲渡・譲受」というようにソフトな日本語で表現してきた。PMIについても「統合・すり合わせ」という日本語を当てている。

本号では、一節で事業承継に関する支援策を金融にかかわるものを中心に紹介し、二節で事業承継における第三のガイドラインとして策定された中小PMI

Iガイドラインを解説する。

#### 一 事業承継に関する主な支援策

##### 1 類型ごとの支援策

「事業承継に関する主な支援策」は、事業を引き渡そうとする中小企業の経営者、事業を引き継ぐ意向の後継者候補や譲受会社・個人、事業を引き継いだ後継者や譲受会社・個人が、事業承継やM&Aについて活用できる支援策を一目見て俯瞰できるようにまとめたパンフレットである。前半では、親族内承継、従業員承継、M&Aに分けてそれぞれのケースで目的ごとに利用可能な支援策が、現経営者と後継者候補(M&Aの場合には譲受側候補)に区分し

てリストアップされている。

例を挙げると、親族内承継に関する支援策で、現経営者が後継者候補を育成したい場合や、後継者候補が承継に向けて準備したい場合には、中小企業大学校が利用可能であるといった具合である。

##### 2 主な支援策一覧

「事業承継に関する主な支援策」の後半では、類型ごとに示された支援策を個別に解説している。その支援策は図表1のとおりである。

すべての支援策について、内容と問合せ先、URLが記載されている。なお、①の事業承継・引継ぎ支援センターと②の経営者保証ガイドラインが重複しているのは、廃業支援策を区分し

# 押さえておきたい 民事信託活用における ポイント

## ● 第1回 ●

### 民事信託とは何か

三井住友信託銀行 法務部 弁護士

藤崎 仁

最近では「民事信託」や「家族信託」という言葉を目にすることも多くなつたが、民事信託が本格的に活用されるようになったのはここ数年のことであり、民事信託という制度に馴染みのない方も多いように思われる。そこで、本連載では今回から6回にわたり、民事信託の概要、他の制度と比較しての利点、契約の締結から終了までの各段階における留意点等について解説を行う。

第1回となる今回は、民事信託の概要と、民事信託に用いられる「信託口座」について解説する。

#### 一 民事信託とは

##### 1 民事信託の定義

信託は、商事信託と民事信託という2種類の信託に分類される。しかしながら、これらの「商事信託」、「民事信託」という言葉は法律で定義されているものではなく、多義的である。

一般的には、信託銀行や信託会社が営業として受託する信託（信託業法の適用ないし準用を受ける信託）を「商事信託」、これ以外の委託者の親族等が委託者との関係に基づき受託者となる信託（信託業法の適用を受けない信託）を「民事信託」と呼ぶことが多いように思われるため、本稿では以下この分類に従う。なお、このように分類した場合の民事信託は「家族信託」とも呼ばれる。

##### 2 民事信託の設定

信託における主な当事者は、財産の管理処分等を委託する「委託者」、それを受託する「受託者」、財産から生じる利益を受ける「受益者」の三者である。もっとも、民事信託の場合には、贈与税の課税を避けるため、委託者が受益者を兼ねるものとして信託を設定することが一般的である。

また、信託は遺言等により設定することも可能であるが（信託法3条）、民事信託の場合に

## 営業店業務に役立つ



# 登記実務アラカルト



## 第1回 「そもそも登記ってなに？」

司法書士法人 F&Partners 司法書士

北詰 健太郎



住宅ローン、事業性融資、口座開設などの各種の金融機関手続きにおいては、「登記」というものが深く関わっています。読者の方も登記手続が必要な業務が発生した場合には、付き合いのある司法書士に依頼をしたことや、不明点があれば司法書士に質問をした経験がある方が多いでしょう。弁護士や税理士など、銀行が連携している専門家は多くいますが、おそらく営業店で働く行職員の皆さんにとっては、司法書士が一番接触する頻度が高い専門家といえるのではないかと思えます。

本連載は、若手の行職員の皆さんを念頭に現場の第一線で働く司法書士が登記制度のポイントを解説します。司法書士の目線から行職員の皆さん方からよく質問を受ける事項や、実務で間違えやすいポイントを取り上げてわかりやすく解説していきます。

### 一 登記制度の概要

#### 1 登記とは

「登記」とは、不動産や法人

の重要な事項について、「登記簿」という国が備える帳簿に記録し、一般に公示することによって取引の安全に寄与する制度です。帳簿といっても実際には電子データで管理されており、いわば国が備える不動産や会社のデータベースということができます。

#### 2 法務局の位置づけ

登記に関する事務は、法務局（「登記所」）が所管しています。法務局とは、役所の一つですが、市役所や区役所のような地方自治体が運営する組織ではなく、法務省の地方組織です。法務局では、登記のほか、戸籍、国籍、供託に関する業務のほか、人権擁護事務などを行っています。法務局の組織は、全国を8ブロックの地域に分け、各ブロックを受けもつ機関として「法務局」（8カ所）があり、この法務局の下に、都道府県を単位とする地域を受けもつ「地方法務局」（42カ所）が置かれ、法務局・地方法務局の出先機関として支局と出張所があり、全国を網羅しています。開庁時間は、土日、